

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御杖村国民健康保険税条例(昭和 32 年御杖村条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 6.5」を「100 分の 7.64」に改める。

第 4 条中「23,000 円」を「27,600 円」に改める。

第 4 条の 2 第 1 号中「17,000 円」を「20,000 円」に改め、同条第 2 号中「8,500 円」を「10,000 円」に改め、同条第 3 号中「12,750 円」を「15,000 円」に改める。

第 5 条中「100 分の 2.5」を「100 分の 3.27」に改める。

第 6 条中「7,000 円」を「11,500 円」に改める。

第 6 条の 2 第 1 号中「6,000 円」を「8,400 円」に改め、同条第 2 号中「3,000 円」を「4,200 円」に改め、同条第 3 号中「4,500 円」を「6,300 円」に改める。

第 7 条中「100 分の 2.5」を「100 分の 3.03」に改める。

第 8 条中「13,000 円」を「16,900 円」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号イ中「16,100 円」を「19,320 円」に改め、同号ロ(1)中「11,900 円」を「14,000 円」に改め、同号ロ(2)中「5,950 円」を「7,000 円」に改め、同号ロ(3)中「8,925 円」を「10,500 円」に改め、同号ハ中「4,900 円」を「8,050 円」に改め、同号ニ(1)中「4,200 円」を「5,880 円」に改め、同号ニ(2)中「2,100 円」を「2,940 円」に改め、同号ニ(3)中「3,150 円」を「4,410 円」に改め、同号ホ中「9,100 円」を「11,830 円」に改め、同項第 2 号イ中「11,500 円」を「13,800 円」に改め、同号ロ(1)中「8,500 円」を「10,000 円」に改め、同号ロ(2)中「4,250 円」を「5,000 円」に改め、同号ロ(3)中「6,375 円」を「7,500 円」に改め、同号ハ中「3,500 円」を「5,750 円」に改め、同号ニ(1)中「3,000 円」を「4,200 円」に改め、同号ニ(2)中「1,500 円」を「2,100 円」に改め、同号ニ(3)中「2,250 円」を「3,150 円」に改め、同号ホ中「6,500 円」を「8,450 円」に改め、同項第 3 号イ中「4,600 円」を「5,520 円」に改め、同号ロ(1)中「3,400 円」を「4,000 円」に改め、同号ロ(2)中「1,700 円」を「2,000 円」に改め、同号ロ(3)中「2,550 円」を「3,000 円」に改め、同号ハ中「1,400 円」を「2,300 円」に改め、同号ニ(1)中「1,200 円」を「1,680 円」に改め、同号ニ(2)中「600 円」を「840 円」に改め、同号ニ(3)中「900 円」を「1,260 円」に改め、同号ホ中「2,600 円」を「3,380 円」に改め、同条第 2 項第 1 号イ中「3,450 円」を「4,140 円」に改め、同号ロ中「5,750 円」を「6,900 円」に改め、同号ハ中「9,200 円」を「1

1,040 円」に改め、同号ニ中「11,500 円」を「13,800 円」に改め、同項第 2 号イ中「1,050 円」を「1,725 円」に改め、同号ロ中「1,750 円」を「2,875 円」に改め、同号ハ中「2,800 円」を「4,600 円」に改め、同号ニ中「3,500 円」を「5,750 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。